

★核兵器禁止条約の採択1年、発効への展望

歴史的な核兵器禁止条約が国連で採択されて1年になる（7月7日）。採択に122カ国が賛成。これまでに52カ国が調印した。だが批准したのは11カ国に留まる。発効には50カ国の批准が必要だ。

5月に国連で予定されていた禁止条約の発効をめざすハイレベル会議が延期された。議長を引き受ける国がなかったことが理由とされている。推進力になってきた非同盟諸国が核保有国の圧力に抗しきれなかったとの見方もある。核大国の妨害は今後ますます強まるだろう。

それだけに朝鮮半島の情勢変化には勇気づけられる。南北首脳会談に続いて米朝首脳会談でも、朝鮮半島の非核化の目標が明確にされた。板門店宣言は南北が安全保障の拠り所とした「核抑止力」にかかわって非核と共存協力による平和体制の追求へ転換した。米韓同盟を維持したまま韓国は非核に向かうのだろうか。

核兵器禁止条約の批准を推進するうえで、日韓や欧州諸国のように米国から「核の傘」の提供をうけている諸国の対応が一つの焦点となる。条約を推進する核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が、核保有国と軍事同盟を結んでいる非核保有国も核兵器禁止条約に加入できるし、軍事同盟関係を禁止条約反対の理由にすることはできないというキャンペーンに力をいれている。

最近もHPでハーバード大の法学雑誌に掲載された諸論文を根拠に、核兵器の使用や威嚇を前提にする「核の傘」と禁止条約は両立できないものの、禁止条約は核保有国との同盟関係の解消を求めておらず、同盟の法的根拠を侵害することなく「核の傘」から離脱するのは可能と強調している。

その主な理由は、世界にある米国との軍事同盟条約には核兵器への明示的な言及はなく、防衛手段と能力を具体的にのべているわけではないからだ。「核の傘」の提供は、条約の調印後、政治声明や「誓約」「密約」の形で取り決められたもので、国によって内容がことなる。たとえば北大西洋条約機構（NATO）加盟国でも、デンマークとノルウェー、スペインは平和時の核持ちを認めていないし、アイスランドとリトワニアは紛争時でも認めていない。

非同盟国で個別にパートナーシップ協定を結んでいる諸国も同様で、自由に自分で条件をきめている。中立国のオーストリアはNATOとパートナーシップ協定を結んでいるが、最近、9番目の禁止条約批准国となった。スイスの第一議会は条約への調印と批准をすすめる動議を可決した。核保有国との合同軍事演習も、核兵器の使用や威嚇と結びつかないかぎり、核兵器禁止条約の違反とはならない。

こうみてくると、米国との軍事同盟があるから核兵器禁止条約に加入できな

いという議論は筋が通らない。すくなくとも韓国や欧州の一部の諸国は軍事同盟を「核の傘」を切り離して「非核」の方向へ転換しようとしている。(田中靖宏 6月26日 平和新聞)